

静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業

特定事業の選定

平成 20 年 5 月 30 日

静 岡 市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 6 条の規定により、「静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業」を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により特定事業の選定における客観的評価の結果を公表する。

平成 20 年 5 月 30 日

静岡市長 小嶋 善吉

静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業 特定事業の選定について

1 事業の概要

(1) 事業名称

静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設等の種類

学校給食センター（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等管理者等の名称

静岡市長 小嶋 善吉

(4) 事業目的

南部学校給食センターは昭和 45 年に開設され 37 年間稼動してきたが、施設の老朽化が進み、現在の衛生基準を満たすことができなくなったことから、平成 18 年度で閉鎖している。

本事業は、南部学校給食センターの解体、建替及び管理運営を、P F I 法に基づき実施するものである。

民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運營業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップに基づき、確実な衛生管理の下で安全で安心な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

(5) 事業計画地

- 1) 計画地位置 静岡市駿河区西島 127-1 他 3 筆
- 2) 計画地面積 6,178.27 m²
- 3) 隣接道路 市道南町一丁目下島線（現況幅員約 11m）
市道中田下島線（現況幅員約 6 m）
- 4) 地域地区 第二種中高層住居専用地域（建築許可取得済み）
- 5) 形態規制 建ぺい率 70%
容積率 200%

(6) 施設の概要

- 1) 供給能力 1 日当たり 10,000 食を基本とするが、配食校の追加等が可能な最大 12,000 食までの供給能力を有するものとする。
3,300×3 献立
17 校（小学校 11 校、中学校 6 校）
- 2) 施設概要 本施設の概要は、以下のとおりである。

主要諸室区域区分		
区域区分		諸 室 等
事務エリア	一般区域	管理事務室（更衣室、湯沸室、倉庫含む）、市職員用便所、玄関ホール、 ----- 委託事務室、洗濯室、乾燥室、調理従事者更衣室（休憩室含む）、ミーティング食堂、シャワー室、調理従事者便所、倉庫、パントリー、ボイラー室、電気室
	汚染作業区域	[検収下処理エリア] 食材搬入用プラットフォーム、検収室、油庫、下処理室、食品庫、冷蔵室、冷凍室（庫）、器具洗浄室（庫） [洗浄室エリア] 洗浄室、残滓庫
給食エリア	非汚染作業区域	[調理エリア] 上処理室、和え物室、煮炊・加熱室、焼物・揚物室、アレルギー対応調理室、器具洗浄室 [洗浄配送エリア] 配膳室、コンテナ・食器保管庫、洗浄室
	一般区域	調理従事者便所、準備室
一般開放エリア	一般区域	会議室、栄養指導室、来場者用便所、湯沸室、見学者通路

(7) 事業手法

本事業は、P F I法に基づき、市が所有する土地（事業計画地）に事業者自らが新たに施設を建設した後、市に施設の所有権を移転し、所有権移転後は、事業者が事業期間、施設の維持管理業務及び給食の運営業務を実施するB T O（Build Transfer Operate）方式とする。

(8) 業務の内容及び範囲

- 1) **本施設の整備業務** 調査、設計、解体、建設等
- 2) **本施設の維持管理業務** 保守管理等
- 3) **本施設の運営業務** 調理、衛生管理、配送等

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から平成 37 年 3 月 31 日までとする。

2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本市の財政負担に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、これらの総合的評価により、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) 定量的評価

1) 前提条件

市が自ら本事業を実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

区分	市が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・調査費 ・解体工事費 ・設計・工事監理費 ・建築工事費 ・設備工事費 ・その他工事費 ・調理設備費等 ② 施設維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物保守管理費 ・建築設備保守管理費 ・附帯施設保守管理費 ・調理設備等保守管理費 ・清掃費 ・警備費等 ③ 給食運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・調理費 ・衛生管理費 ・配送・回送費 ・洗浄・残滓処理費 ・運営備品費等 ④ 光熱水費 ⑤ 地方債金利等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・調査費 ・解体工事費 ・設計・工事監理費 ・建築工事費 ・設備工事費 ・その他工事費 ・調理設備費等 ② 施設維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物保守管理費 ・建築設備保守管理費 ・附帯施設保守管理費 ・調理設備等保守管理費 ・清掃費 ・警備費等 ③ 給食運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・調理費 ・衛生管理費 ・配送・回送費 ・洗浄・残滓処理費 ・運営備品費等 ④ 光熱水費 ⑤ SPC開業費・管理費 ⑥ 租税公課 ⑦ 金利支払 ⑧ アドバイザリー費 ⑨ モニタリング費等
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・設計・建設期間 ・維持管理・運営期間 ・インフレ率 ・割引率 	約1か年 15年 0% 3.0%
施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計に基づき、市における類似施設の実績及び近年の物価水準等を勘案して設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設及び維持管理の一括発注による効率化及び相乗効果とともに、性能発注による選定事業者の創意工夫等により、一定のコスト縮減が実現するものとして設定した。 ・光熱水費は、市が実施する場合と変わらないものとして設定した。
維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・市における類似施設の実績を勘案して設定した。 	
給食運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・市における類似施設の実績を勘案して設定した。 	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金 ・学校教育整備事業債 ・一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの建設一時金 ・自己資金 ・市中銀行借入
支払方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費は進捗に応じて支払う。 ・維持管理及び給食運営費は発生した時点で支払う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費は建設一時金と元金均等の割賦で支払う。 ・維持管理及び給食運営費は毎年均等で支払う。

2) 算出方法及び評価の結果

前述の前提条件を基に、市が自ら本事業を実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を、事業期間中にわたり年度毎に算出し、現在価値換算額で比較した結果、事業期間中の財政負担額を約4.29%縮減することができると見込まれる。

なお、事業者に移転するリスクについては、客観的な根拠に基づく定量化が困難なため、今回の算出には考慮していない。

(2) 定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

1) 良質かつ効率的な給食サービスの提供

本事業においては、PFI事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性、環境問題への対応が可能となり、良質かつ効率的な学校給食サービスの提供が期待できる。

2) 官民のパートナーシップによる安心で安全な給食の提供

施設整備や維持管理に加え、調理を含む幅広い運営業務をPFI事業者委ねることにより、民間事業者のノウハウが発揮され、また、献立作成や食材調達を行う市とのパートナーシップによる、より安全で衛生的な学校給食の提供が可能となる。

3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ、市と事業者によるリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

4) 財政の平準化

本事業に必要な費用を15年間にわたる運営期間中に、市はサービスの対価(施設整備費、運営費、維持管理費)として毎年おおよそ一定額で支払うことから、財政支出の平準化が可能となる。

(3) 総合的評価

本事業は、PFI方式で実施することにより、事業期間全体を通して事業者の資金調達力や、効率的・効果的なノウハウを活用することが可能となり、市が自ら本事業を実施した場合と比較して、定量的評価における財政負担の縮減が見込まれるとともに、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。